

対象者

- 筑紫野市内在住
- 65歳以上
- 生活保護を受給していない
- 近くに親族等がない など

詳しくは下記をご覧ください

- 厚生労働省ホームページ
<http://guardianship.mhlw.go.jp>



- 日本公証人連合会
<https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow04>



社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会

任意後見制度 ご利用案内

任意後見制度とは・・・

本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ自分が信頼できる人（任意後見人）に財産管理や支援してもらいたいことなどを、本人の希望に沿って決め、契約しておく制度です。

こんな方におすすめです！

- 一人暮らしで将来が不安
- 認知症に備えてお金の管理をお願いしたい
- 介護や医療の希望を伝えておきたい
- いろんなことを相談する人が周りにいない

おすすめポイント

自分の意志で
後見人を
選べる

どこまで任せるか
契約内容を
柔軟に決められる

家庭裁判所が
監督するため
安心

アクセス

社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会
818-0013 福岡県筑紫野市岡田3丁目11番地1
TEL 092-920-8008



社会福祉協議会が行う法人後見

法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなった場合でも、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

●利用の流れ

判断能力が十分な時

1. 相談

窓口もしくはご自宅にて職員がご利用に際してのご相談や面談を無料でさせていただきます。



2. 内容を決める

後見人に何をどこまで任せるのかライフプランノートを元に具体的に決めていきます。

- ・財産管理の代理権
- ・医療や介護に関する契約の代理権 など

3. 公証役場で契約を締結

公証人と契約内容の確認を行い、公証役場にて契約を取り交わします。



4. サービスの開始

継続的見守り契約及び財産管理委任契約によるサービスが開始します。

※利用される場合は別途契約が必要になります

判断能力が低下した時

5. 任意後見開始の申立

判断能力の低下がみられた場合、家庭裁判所へ申立てを行います。

6. 任意後見監督人を選任

家庭裁判所が任意後見人に対して監督を行うため、任意後見監督人を選任します。

※任意後見監督人は第三者が選ばれます。

7. 任意後見開始

任意後見契約に基づき、財産や生活の支援が開始となります。任意後見は本人の死亡で契約解除となりますが、死後事務委任契約に基づき死後の対応が可能となります。

●契約にかかる費用

公正証書作成基本手数料 13,000円～
登記嘱託手数料 1,600円
収入印紙代 2,600円

※ご本人に交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

計 概ね50,000円程度～

●任意後見開始申立の費用

医師の診断書 5,000円～
その他手数料等を含む

計 概ね10,000円～

●任意後見開始後の費用

報酬額 月額 20,000円

継続的見守り契約

定期的な自宅訪問や電話連絡を行います。

- ・電話 無料
- ・メール 無料
- ・自宅訪問 1回 1,000円

※任意後見契約の支援が開始されると、この契約は終了となります。



財産管理委任契約

判断能力は低下していないが、入院や入所により財産管理が困難になった場合に、財産の保全や銀行取引事務を行います。

- ・1回 2,000円
- ・金庫保管料 月500円

※任意後見契約の支援が開始されると、この契約は終了となります。

死後事務委任契約

委任者の死後に生じる事務手続きを行います。

- ・葬儀埋葬
 - ・医療費等の債務弁済
 - ・生活用品の処分 など
- 事務遂行のため、契約時に預託金が必要となります。
- ・契約料 5万円
 - ・預託金 50万円～

